



# 農業振興地域整備計画 農用地利用計画変更箇所位置図

(令和7年8月～令和7年12月変更案件)

※土地収用法告示事業とは…公共事業を行うために土地の収用・使用が必要な事業が、国や県などの「事業認定庁」によって「事業認定」され、その旨が官報（または知事指定の方法）で告示される特定の事業。この場合、農振法第10条第1項第3号の規定により軽微な変更として取り扱う。

凡例	
	除外箇所
	用途変更箇所
	農用地区域

⑨【用途変更】  
R7.12.12変更 3,046.00㎡  
西区曾和  
「米の乾燥調整施設の整備」

⑧【用途変更】  
R7.12.12変更 1,868.00㎡  
西区赤塚  
「ねぎ等出荷調整施設の整備」

③【除外】  
R7.8.5変更 1,597.34 ㎡  
西区中野小屋  
「錯誤」

②【除外】  
R7.8.5変更 115.00 ㎡  
西区黒鳥  
「こども園駐車場の設置(通園バス及び職員用)」

⑦【除外】※土地収用法告示事業  
R7.11.28変更 2,039.12 ㎡  
西区寺地  
「職員駐車場の整備」

⑤【除外】  
R7.10.24変更 694.00 ㎡  
江南区長湯  
「大型車専用駐車場の整備」

⑥【用途変更】  
R7.11.14変更 1,549.05㎡  
江南区茅野山  
「米乾燥調製施設の整備」

①【除外】  
R7.8.5変更 952.00 ㎡  
西区黒鳥  
「病院駐車場の拡張」

④【用途変更】  
R7.8.21 変更 1,000.00 ㎡  
南区上塩俵  
「苜蓿栽培施設の拡張」

